

活力ある水田農業支援事業の概要

1 目的

地域の特性を生かした麦、大豆、加工用米などの転換作物の生産性の向上ならびに生産拡大など、水田をフル活用した取り組みを支援し、地域水田農業の振興を図る。

2 事業内容等

事業種目	実施主体	事業内容	整備内容	実施基準	補助率
1 戦略作物等生産力向上支援事業	市町村 JA 農業法人 営農団体(受益戸数3戸以上で代表の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあること。)	高品質米(「にじのきらめき」及び「農林48号」、有機栽培※1、特別栽培※2)、麦、大豆、飼料作物、加工用米、そばの導入、品質の向上、省力化、実需者生ニーズに対応した生産等、生産性の向上及び作付拡大に必要な機械・施設の整備、及びその加工品等の製造に係る機械・施設の整備を行う事業に対し助成する。	○生産・管理・収穫用機械 ○生産・管理用施設 ○品質測定・選別機器 ○集出荷貯蔵施設 ○加工・調製機械	・受益面積が概ね1ha以上であること。ただし、高品質米の種子生産の場合は、種子供給先の作付予定面積が、1ha以上であれば対象とする。 ・市町村が対象者に対し、事業費の1/6以上助成すること。	1/3以内
2 産地づくり対策促進事業	めがあること。)	対象作物の定着と作付拡大を図るため、国の転換作物作付助成に対して上乗せ助成する。	○対象品目 麦・大豆・そば・飼料作物・加工用米	・国の転作交付金の交付対象者であること。 ・市町村又はJAが、対象者に対し助成すること。	10,000円/10aの1/2以内 (市町村・JA補助と同額とする)

※1 有機栽培：有機農業の推進に関する法律第2条「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。」

※2 特別栽培：特別栽培農産物に係る表示ガイドライン（平成19年3月23日改正）に準じた栽培

○ 一般的な実施基準

- ・本事業の補助対象とする事業実施主体は、高品質米、麦、大豆、加工用米等の生産により需要に応じた米の生産に取り組む者とする。
- ・補助対象事業費は、当該地域の実情に即した適正な現地実行単価により算出する。
- ・機械・施設の規模及び構造等は、それぞれの目的に合致したものでなければならない。
- ・機械付属品、付帯施設、及び施設の備品類については、機械導入目的、施設設置目的、利用計画及び機能保持上必要最小限のものを補助対象とする。

○ 補助対象外経費

- (1) 人件費
- (2) 用地の買収又は賃借に要する費用
- (3) 汎用性の高い機械（自脱型コンバイン、穀物乾燥機は除く）及び田植機
- (4) 他の補助事業の上乗せ助成（産地づくり対策促進事業を除く）
- (5) 事業費500千円未満の事業、1点あたり5万円未満の備品
- (6) 自力若しくは他の助成によって実施中の事業、又は既に完了した事業を本事業に切り替えて補助の対象とするもの

3 補助金交付先 市町村